

上野事務所ニュース

令和 7 年 9 月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

業務改善助成金の変更について

上野事務所ニュース 8 月号でお伝えした業務改善助成金ですが、9 月 5 日より内容が一部変更となりました。業務改善助成金は最低賃金の引き上げに伴い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上のための設備・機器等を導入した場合に、その経費の一部が助成されるものです。（引き上げた賃金に対する費用が助成されるものではありません。）

今回の変更点は次の 2 点です。（コースや助成額に変更はありません。）

①対象事業場の拡大

変更前	変更後
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業所が対象	事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

【例】千葉県の場合、事業場内最低賃金が 1,076 円から 1,126 円までの事業所が対象でしたが、9 月 5 日以降は 1,076 円から 1,139 円までの事業所が対象となります。

②賃金引き上げ計画の事前提出が省略可能

変更前	変更後
申請前に賃金引き上げ計画を立て、申請後に賃金の引き上げを実施	令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年度の地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要

【例】千葉県の場合、令和 7 年度地域別最低賃金の改定日は 10 月 3 日なので、10 月 2 日までに賃金引き上げを実施していれば賃金引き上げ計画の提出は不要となります。

これから申請をする場合、賃金引き上げ後に「賃金引き上げ結果」、「事業実施計画（設備投資等の計画）」、「設備投資等の見積書」と交付申請書を一緒に提出します。その後、交付決定を受けてから、計画に基づく設備投資等の実施を行います。設備投資等の完了後、事業実施結果を報告し、助成金が支給されます。交付決定前に導入した設備投資等は対象となりませんので、ご注意ください。

申請期限は申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日（千葉県の場合は 10 月 2 日）です。

今年は例年よりも多くの申請が出ているようで、審査に時間がかかっているほか、予算に限りがあるため申請の受付終了が早くなる可能性があります。活用を検討している場合には、お早めにご相談ください。

資格確認書の送付について

令和 7 年 12 月 2 日以降、健康保険証は使用できなくなります。今後は、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することになりますが、マイナ保険証を持っていない方

については「資格確認書」が10月以降順次送付されます。(これは協会けんぽの場合です。健康保険組合の場合は日程が異なります。)

今回、資格確認書の送付対象となるのは「令和6年11月29日までに日本年金機構において資格取得、扶養認定を受けている方で、令和7年4月30日時点でマイナ保険証を持っていない方」です。対象となる方には、自宅に郵送されます。対象となる被扶養者分も従業員の自宅住所に届きます。(どちらも特定記録郵便にて届きます。) 事前の手続きは不要です。

なお、協会けんぽで把握している自宅住所と現住所が異なり、宛所不明になった場合には会社宛に送付されますので、会社に届いた資格確認書は従業員ご本人へお渡しください。

現在お持ちの健康保険証は資格確認書到着後でも、12月1日までは使用することができます。12月2日以降は使用できなくなりますが、会社がその健康保険証を回収する必要はありません。(12月1日までに退職した方の健康保険証は回収してください。)

Q&A なぜなにどうして？



Q: 育児休業を取得している従業員から「8月から育児休業給付の金額が変わると聞きましたが、本当ですか？」という問い合わせがありました。休業前の賃金をもとに計算されているので、受給できる金額は変わらないと思うのですが…？

A: 令和7年8月1日より雇用保険の基本手当日額が変更となっています。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付の支給限度額も変更となりました。8月1日以後の支給対象期間から変更されます。現在、育児休業給付等を上限額で受給されている場合には、給付が増える可能性があります。

令和7年8月1日より雇用保険の基本手当日額が変更となっています。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付の支給限度額も変更となりました。8月1日以後の支給対象期間から変更されます。現在、育児休業給付等を上限額で受給されている場合には、給付が増える可能性があります。

【育児休業給付の支給上限額】

改正前	改正後
休業開始から6か月 (支給率 67%) 315,369 円	323,811 円
休業開始から6か月経過後 (支給率 50%) 235,350 円	241,650 円

【出生時育児休業給付の支給上限額】

改正前	改正後
294,344 円	302,223 円

【高年齢雇用継続給付の支給限度額】

改正前	改正後
376,750 円	386,922 円

* 賃金が支給限度額以上である場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。また、支給対象月の賃金額と高年齢雇用継続給付の合計が支給限度額を超えるときは、386,922 円から支給対象月に支払われた賃金額を引いた額が支給されます。

【介護休業給付の支給限度額(上限額)】

改正前	改正後
347,127 円	356,574 円

また、今年4月より育児時短就業給付金が始まっています。これは2歳に満たない子を養育するために時短勤務をした場合に、時短勤務前と比較して賃金が低下した場合に給付されるものです。この給付金も上限が変更となりました。

【育児時短就業給付の支給限度額】

改正前	改正後
459,000 円	471,393 円

* 賃金が支給限度額以上である場合には、育児時短就業給付は支給されません。また、支給対象月の賃金額と育児時短就業給付の合計が支給限度額を超えるときは、471,393 円から支給対象月に支払われた賃金額を引いた額が支給されます。

【育児時短就業給付の最低限度額】

改正前	改正後
2,295 円	2,411 円

* 育児時短就業給付として算定された額が2,411 円を超えない場合は、支給されません。

臨時休業のお知らせ

職員研修のため、
10月2日(木)、3日(金)
は臨時休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけしますが、
よろしくお願いいたします。